

令和3年度世界で活躍できる研究者戦略育成事業 公募に係るQ & A

文部科学省科学技術・学術政策局

令和3年5月

本 Q&A は、弊局に寄せられた質問等に対する回答となります。追加の質問等を受け、追加・補足等を行う場合があります。

本年度に寄せられた質問等ならびに回答は黒色、過去に寄せられた質問等ならびに回答は灰色にしております。必要に応じて、過去のものもご参照いただきますようお願いいたします。

<事業内容関係>

【本年度の質問等】

(現時点でご質問等はありません。)

【過去の質問等】

Q 「若手研究者のコア研究者集団の規模は、4年目以降で20~25人程度となることを想定」とあるが、これを超えてもよいのか。

A 超えてもかまいません。当該規模は想定される範囲を示したものであり、当該規模を参考にしつつ、コア研究者集団の規模は各実施機関において、適切な規模を設定してください。

Q 若手研究者の育成の期間に指定はあるか。

A ありません。各実施機関において、適切な期間を設定してください。

なお、プログラムは研究者ごとのニーズに応じて、必要なプログラムを部分的に受講する仕組みとしたり、必要なスキルを身に付けプログラムの達成目標の水準に達したと認められる若手研究者は、プログラムの受講を終了する仕組みとしたりすることもできます。

Q 「支援対象となる若手研究者は国際公募等により選考することとし」、「実施機関はテニュアトラック制又はこれと同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システムの活用や、任期の定めのないポストの確保など、支援対象の若手研究者が安定的に研究活動を行えるように配慮する」とあるが、事業開始以前に実施機関において国際公募により採用し、現に雇用している若手研究者を、本事業による取組の支援対象としてもよいのか。

- A 各実施機関において、国際公募により選考し既に雇用している若手研究者を支援対象とすることは可能です。本事業において、事業開始時や年度毎に本事業のために若手研究者を新たに雇用する必要は必ずしもありません。

<経費関係>

【本年度の質問等】

Q 本補助金により、プログラムに参加する研究者の知的財産権の取得にかかる経費（出願費用、審査請求費用、特許料、弁理士費用など）支給するなどの仕組みを設けることは可能か。

- A 個人的な研究活動ではなく、知的財産権を取得することを当該プログラムの一環とするのであれば、支給する仕組みを設けることは可能です。

【過去の質問等】

Q 海外の機関に入学し起業家育成のための授業を受けるための学費や、海外の機関が実施する一部の講座を受講するための受講料を、本補助金により支出することは可能か。

- A 学費は補助対象とはなりません。

一方で、当該機関で講座を受けるための受講料は、当該活動が本事業の趣旨に即し、個人的な活動ではなくプログラムの一環として行われる限りにおいて、本補助金により支出することが可能です。「起業」に関する講座の受講が本事業の趣旨に即しているかどうかは、実施機関において産学の枠を超えて世界で活躍できる研究者像やその身に付けるべき能力・技能等をどのように設定しているか、「起業」に関する講座の受講が実施機関の目指す研究者の育成に必要なかどうか、また実施機関が目指す研究者の育成にどのような効果を有するのか、などの観点から判断します。実施機関においては、当該講座の受講による効果の検証等が必要であることも踏まえて、適切に取組を計画・実施するよう留意してください。

Q 若手研究者に対して、他の大学院に入学し授業を受けることを可能とすることを検討している。当該学費や、当該大学院が海外にある場合の海外渡航費を本補助金から支出することは可能か。

- A 海外渡航費は補助対象とはなりません。

一方で、海外の講座を受講するために必要な外国旅費は、当該活動が本事業の趣旨に即し、個人的な活動ではなくプログラムの一環として行われる限りにおいて、本補助金により支出することが可能です。当該講座が本事業の趣旨に即しているかどうかは、実施機関において世界で活躍できる研究者像や、その身に付けるべき能力・技能

等をどのように設定しているか、当該講座が実施機関の目指す研究者の育成に必要なかどうか、また実施機関が目指す研究者の育成にどのような効果を有するのか、などの観点から判断します。実施機関においては、当該講座の活動に関する効果の検証等が必要であることも踏まえて、適切に取組を計画・実施するよう留意してください。

Q 起業に向けたスタートアップのための共同研究費を本補助金により支出することは可能か。

A 「起業に向けたスタートアップのための共同研究」が、本事業の趣旨に即し、個人的な活動ではなくプログラムの一環として行われる限りにおいて、補助の対象となります。当該共同研究が本事業の趣旨に即しているかどうかは、実施機関において世界で活躍できる研究者像や、その身に付けるべき能力・技能等をどのように設定しているか、当該共同研究が当該機関の目指す研究者の育成に必要なかどうか、また、当該機関が目指す研究者の育成にどのような効果を有するのか、などの観点から判断します。実施機関においては、当該共同研究に関する効果の検証等が必要であることも踏まえて、適切に取組を計画・実施するよう留意してください。

Q 若手研究者が海外で大学や企業の訪問等を行う場合の便宜を図るため、海外オフィスのレンタルを行う場合、そのレンタル料を本補助金から支出することは可能か。

A 本事業による取組の実施のために必要となるレンタル料と、他の用途に使用するために必要となるレンタル料とを明確に区別することができる場合、本事業による取組の実施のために使用する部分について、本補助金から支出することができます。他の用途に使用するために必要となるレンタル料と明確に区別することができない場合は、支出することはできません。

Q 若手研究者が、プログラムとして実施する海外インターンシップ等に参加するために不在となる期間、教育活動や研究活動を代わりに実施する者の雇用経費や謝金等を、本補助金により支出することは可能か。

A 実施機関において、特定の補助金等によらずに行われる活動については、外部機関に所属する者が教育活動を代替したり、研究活動を補助したりするための雇用経費や謝金、またそれに伴う旅費等を対象とすることが可能です。

なお、当該教育活動や研究活動が特定の補助金等によって行われる場合は、当該補助金等によって実施される前提として計画された活動であることから、本事業の補助対象とすることはできません。

Q 本補助金により、プログラム参加1年目の研究者と3年目など、プログラム参加

年数が異なる研究者が共同研究に取り組む際に、研究費を支給するなどの仕組みを設けることは可能か。

A 例えば、プログラムに参加している研究者間で共同研究を行う活動が、当該プログラムのメニューの1つとして組み込まれている場合や、当該プログラムでの研修等の成果として行うこととなった活動である場合など、個人的な研究活動ではなく当該プログラムの一環として行われる場合には、研究費を支給することは可能です。

研究費支給の規定や年数制限等については機関ごとに策定いただくこととなります。

Q 学内資源の考え方について、「初年度から、一定の学内資源の活用が事業計画に含まれること。学内資源については、現金等のほか、現物寄附等の現金換算できる学内外のリソースを含むものとする。」とありますが、「本来は有料である共同利用設備を、プログラム参加者については無償で利用を可能とすること」は学内資源の活用に含まれるのか。

A 含まれます。

Q 現在、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業で雇用している、または雇用予定のテニュアトラック教員を本事業の支援対象者とし、本補助金からスタートアップに要する研究費を措置することは可能か。

A 科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業（以下「コンソーシアム事業」という。）で雇用している又は雇用する予定のテニュアトラック教員（以下「コンソーシアム事業雇用教員」という。）については、コンソーシアム事業の枠組みにおいて補助金や自主財源により支援を受けるべきものであり、コンソーシアム事業の事業計画において、スタートアップ研究費等の教員本人が個別に支援を受けることとされている事項について、世界で活躍できる研究者戦略育成事業（以下「本事業」という。）による補助金の対象とすることはできません。

ただし、コンソーシアム事業の事業計画には含まれず、本事業により新たに開始された取組において、コンソーシアム事業雇用教員が支援をうけることは可能です。また、コンソーシアム事業雇用教員が集団を対象に実施されるセミナー、ワークショップ等に参加することは可能です。

なお、コンソーシアム事業の事業計画により行われる取組と、本事業により新たに開始する取組とは明確に区別し、本事業による補助金がコンソーシアム事業の事業計画により行われる取組に支出されないよう十分に留意してください。また、本事業でプログラム開発等を担う特任教員や任期付きのURA、補助者等が、他の事業にも関わる場合については、業務内容及び従事した時間帯を明らかにし、適切にエフォート管理を行ってください。

<申請関係>

【本年度の質問等】

Q 令和3年度の公募要領に追加された「民間企業との連携・協働」の要件について、共同実施機関もしくは連携機関として、民間企業を加える必要があるという認識でよいか。

A ご認識の通りです。

Q 連携・協働の形としては、産学を通じて活躍できる研究者を育成する取組であれば、①プログラム開発段階、②プログラム実証段階、③運営体制のいずれかにおいて連携・協働していればよいと認識でよいか。

A 公募要領 P.8 の1段落目に記載の通り、プログラムの開発・実証については民間企業等との連携が必須になります。

プログラムの開発・実証を民間企業等と連携する以上、運営体制も連携することとなるかと思しますので、実際の運用上は①～③いずれも連携・協働いただくことになると思います。

Q 公募要領にて、民間企業に対して補助金は交付しない旨記載がありますが、事業を進めていくうえで発生した事案について、連携・協働パートナーとなった民間企業に対して発注を行うことは可能か。

A 補助金取扱要領などもご確認いただければと思いますが、再委託は可能です。

【過去の質問等】

Q 代表機関として申請しつつ、他の取組の共同実施機関や連携機関として申請加わることはできるのか。

A 代表機関及び共同実施機関は、事業開始当初から機関として共同し組織的な取組を実施するものであり、代表機関が他の取組の代表機関又は共同実施機関となることや、ある機関が複数の取組の共同実施機関となることは想定されません。1機関が代表機関又は共同機関として2つ以上の申請を行うことは認めないものとします。ただし、代表機関や共同実施機関が連携機関として他の取組に参画することや、1機関が複数の取組に連携機関として参画することは可能とします。

Q 共同実施機関や連携機関について、大学共同利用機関法人や独立行政法人が設置する研究所等のように、特定の法人が設置する研究所、あるいは支部単位での参加は認められるのか。

A 共同実施機関については、特定の法人が設置する研究所や支部単位で参加することは可能です。ただし、共同実施にあたっては、機関としての組織的な取組が求められ

ることから、例えばある大学の一部の研究科など、特定の機関のうち一部の部局のみが共同実施機関となることはできません。

一方で、連携機関については、特定の法人が設置する研究所や支部に加えて、特定の機関の一部である部局も、連携機関となることができます。

Q 申請様式2について、(1)①と(1)③のいずれにおいても目標を記載する欄があるが、何が異なるのか。

A (1)①においては、本取組で育成を目指す研究者像とその育成方針について、課題を踏まえつつ達成すべき目標を記載してください。(1)③においては、本事業による取組について、取組を行うことにより達成しようとする状態に関して目標を設定してください。

Q 申請様式2について、(1)③において「※取組によって取組終了時及び補助事業期間終了時に達成しようとする状態を目標(定性的なものを含む。複数可)として設定してください。」とあるが、「取組終了時及び補助事業期間終了時」とは何をさすのか。

A 取組終了時に関する目標については、本事業で開始した取組により育成した若手研究者が、当該取組を終了した時点で達成しようとする状態を目標として設定してください。補助事業期間終了時に関する目標については、補助事業期間が終了する時点において、機関として達成しようとする状態を目標として設定してください。

(注) 令和3年度公募の申請様式では、「取組終了時」という表現は削除されております。

Q 申請様式3について、「1. 所要見込み額(全体計画)」の表において補助金額と自己負担額を記入する欄があるが、設備備品費に関しては、2年度目以降は自己負担額を記入するというだけでよいのか。

A 設備備品費は、初年度に限り補助対象としているため、2年度目以降は自己負担額を記入してください。

ただし、若手研究者のスタートアップ研究費及び共同研究において必要となる設備備品費については、補助対象となります。

Q 申請様式3について、「2. 令和2年度所要見込み額の内訳」の積算内訳欄には、自己負担額も記入するのか。

A 積算内訳には、自己負担額も記入してください。その際、補助金額と自己負担額を区別するために、自己負担額については、当該項目が自己負担であることが分かるように付記してください。

(例)

【プログラムの実証実施分】

〈国内旅費〉・インターンシップ $0人 \times 0円 (00県) = 0円$ (※うち自己負担額0円)

〈外国人等招へい旅費〉・講演会 $0人 \times 0円 (00国) = 0円$ (※全額自己負担)